

法人の設立等異動申告書

(設立・開設・転入・変更・**閉鎖**・転出・休業・解散・合併・その他)

【記入例】

受付印		令和 6年 2月 1日		宛先 前橋市長		管理番号				
						指定番号		※		
A 本店	フリガナ	トウキョウチヨダ			市内事業所	事業所名		市内所在地		
	法人名	株式会社 東京千代田				マエバシシデン		〒371-XXXX 前橋市大手町〇丁目〇番〇号		
	法人番号	0111122223333				前橋支店		電話 224-XXXX		
	所在地	〒100-XXXX 東京都千代田区〇〇〇						〒 前橋市 電話 -		
	電話番号	03-XXXX-XXXX						〒 前橋市 電話 -		
	フリガナ	マエバシ タロウ				送付先		1. 本店 2. 関与税理士 3. その他 (下に記入) 〒 - 電話 - -		
B 設立・開設・転入等	代表者の氏名	東京 太郎								
	法人設立日	年 月 日			事業種目			分割区分 [該当に〇印]		
	事業所開設日	年 月 日			資本金又は 出資金の額	円		市内のみ		
	市内転入日	年 月 日			資本金の額及び 資本準備金の額の 合算額	円		本店有/県外無		
	事業所再開日	年 月 日			資本金等の額	円		本店有/県外有		
C 変更	事業年度	月 日から 月 日まで							県内本店 県外本店	
	変更事項 本店所在地 市内事業所 法人名 代表者 資本金等 事業年度 その他 (該当に〇印)	変更前			変更後		変更年月日 年 月 日			
D 閉鎖・転出等	休業 閉鎖 転出 [該当に〇印]	休業 令和 6年 1月 31日 閉鎖			転出の場合旧本店を記入 〒 前橋市 電話 - -		閉鎖後、前橋市内に事業所が (残る ・ 残らない)			
	解散 清算終了 合併 [該当に〇印]	解散 年 月 日 清算終了 合併			清算人の住所氏名	〒 - 電話 - -				
E 合併等	被合併法人の所在地及び法人名	〒 - 電話 - -			市内事業所等を合併法人が (引き継ぐ ・ 引き継がない)					
	通算法人 □ 親法人 □ 子法人 → 親法人を記入	通算親法人名	通算親法人の法人番号			通算親法人の事業年度 月 日から 月 日まで				
F	法人税申告期限の延長	一般社団(財団)法人である場合 □非営利型法人 [収益事業 □有 □無]			公益法人等である場合 □収益事業を行う					
	有り (か月) ・ 無し	□非営利型法人以外 (普通法人)			□収益事業を行わない					
	関与税理士	〒 - 電話 - -			※処理欄					

記載及び添付資料については、次頁「記載上の留意点」を参照してください。

記 載 上 の 留 意 点

1. 異動項目の説明

- 設 立：前橋市内に新たに法人を作ること。（前橋地方法務局にて設立登記をする。）
- 開 設：前橋市外で以前から活動していた法人が前橋市内に新たに事業所を開くこと。
- 再 開：以前に前橋市内で活動していて休業・閉鎖の届出のあった法人が、再び事業を開始すること。
- 転 入：前橋市外で以前から活動していた法人（前橋市内には事業所のなかった法人）が本店を前橋市内に移転し事業を開始すること。
- 休 業：前橋市内に本店のある法人が事業並びに経理事務含め全ての法人活動を停止すること。（商業登記は残しておく。）
- 閉 鎖：前橋市外に本店のある法人が前橋市内の事業所を閉めること。
- 転 出：前橋市内に本店のあった法人が前橋市外に本店を移転すること。（前橋市内には事業所が残らない。）
- 解 散：法人が解散し消滅すること。（法務局にて解散登記をする。）
- 清算結了：解散し清算中だった法人の清算が終了すること。（法務局にて清算登記をする。）
- 合 併：法人が他の法人と合併すること。（被合併法人＝他の法人に合併され解散した法人）

2. 記入事項及び添付資料

異動項目	記入欄	必要な添付資料	注意事項
設立・開設 再開・転入	A・B・F欄	○登記簿謄本（全部事項証明書）（写し可） ○定款（写し可）	◇市内に複数の事業所を設置した場合、主たる事業所はA欄の市内事業所枠の最上段に記入してください。
変 更	A・C欄	○変更事項が登記や定款の変更に関わるときは、それぞれの関係書類。 （登記簿謄本[全部事項証明書]・定款・議事録等の写し）	
休業 閉鎖・転出	A・D欄	○転出のときは、転出先が記載されている登記簿謄本。（全部事項証明書）（写し可）	◇本店が市外へ転出後、その事業所を支店・出張所として存続させる場合は、A欄の市内事業所枠に記入してください。
解散・清算結了	A・E欄	○解散・清算結了の記載されている登記簿謄本。（全部事項証明書）（写し可）	◇合併法人が新たに市内事業所を開設するときは、さらにB欄への記入と謄本（証明書）・定款の添付（写し可）が必要です。
合 併		○合併の記載されている解散登記簿謄本。（全部事項証明書）（写し可） ○合併契約書（写し可）	

「法人番号」欄には、国税庁より通知された13桁の法人番号を記入してください。

「通算法人」欄には、該当する場合のみ記入してください。

一般社団（財団）法人で「非営利型法人」の場合には、収益事業の有無についても記入してください。

※印の欄は、記入する必要はありません。

3. 提出・問合せ先

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市役所 市民税課 法人市民税係

電話 027-224-1111（内線3209・3210・3211）

直通 027-898-6209・6210・6211